

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和6年1月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、北九州市国民健康保険条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 1 被保険者資格の取得・異動 2 医療保険の給付 3 保険料の賦課決定及び変更 4 保険料の徴収、減免、滞納整理 5 保険事業の実施
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、12の3、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、43、44、46、53条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2、26条) ・オンライン資格確認の準備業務 番号利用法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課 093-582-2415

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	保険年金課長 末若 明	保険年金課長 花田 隆一	事前	
平成28年4月1日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム	事前	
平成29年6月9日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年6月9日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	北九州市個人番号の利用に関する条例	北九州市個人番号の利用に関する条例第3条	事前	
令和3年10月11日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和3年10月11日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年10月11日時点	事後	
令和5年2月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年10月11日時点	令和4年11月9日時点	事後	
令和6年1月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
令和6年1月31日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44、45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、12の3、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、43、44、46、53条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2、26条) ・オンライン資格確認の準備業務 番号利用法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年11月9日時点	令和5年11月28日時点	事後	